

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月12日（平成30年（行個）諮問第129号）

答申日：平成31年1月21日（平成30年度（行個）答申第171号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の労災保険給付請求を不支給決定（平成30年特定月日決定）した際に、特定労働基準監督署が作成した「労災業務上外認定調査復命書」の全て。添付資料を全て含む。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月20日付け福岡個開第61号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

不開示、黒ぬりが多すぎるため、情報開示請求の趣旨に合っていない。

（2）審査請求の理由

労災申請の発病原因は特定会社入社時からの不正違法書類を強制的にさせられていたもので、特定会社が労基署に虚偽の報告をし、労基署はうのみにし、私の証人2人の報告結果が一切ない。

労基署の調査に不備がある。事実が報告されていない。特定会社が権力に頼ったものと推測する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年2月19日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私の労災保険給付請求を不支給決定（平成

30年特定月日決定)した際に、特定労働基準監督署が作成した「労災業務上外認定調査復命書」の全て。添付資料を全て含む。」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年4月10日付け(同月13日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私の労災保険給付請求を不支給決定(平成30年特定月日決定)した際に、特定労働基準監督署が作成した「労災業務上外認定調査復命書」の全て。添付資料を全て含む。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、1の④、2の①、2の④、3、4の②、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、15、17、21の①、24の①、24の②、25、29、30、32、33の①及び35の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、4の①、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②及び33の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の②、14、21の②及び33の③の不開示部分は、特定事業場等の印影

である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の③、1の④、2の③、2の④、4の②、7の③、22、23、24の②及び25の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、4の①、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②及び33の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の④、2の④、4の②、7の③、22、23、24の②及び25-3-3の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が

開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

※ 3の下線部について、諮問庁に確認の上、当審査会事務局において、訂正した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年7月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日 | 審議 |
| ④ 同年12月6日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 平成31年1月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私の労災保険給付請求を不支給決定（平成30年特定月日決定）した際に、特定労働基準監督署が作成した「労災業務上外認定調査復命書」の全て。添付資料を全て含む。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号35に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全ての開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の

一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番2及び通番6について

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番9、通番36及び通番37について

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番13及び通番29について

当該部分は、特定事業場の印影であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

エ 通番26について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が所属していた部署の従業員の職氏名は、審査請求人が知り得る情

報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番14, 通番30及び通番31について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、法14条3号に規定する法人に関する情報であるとは認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番33及び通番34について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報とは認められず、同条3号に規定する法人に関する情報であるとも認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号, 3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1及び通番5について

当該部分は、「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の職氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12, 通番15, 通番17, 通番19, 通番21, 通番23, 通番26, 通番28, 通番32, 通番35及び通番38について

当該部分は、聴取書、事業場提出資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名、職業、役職、署名、印影、住所、生年月日及び電話番号であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定

する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番27及び通番36について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番41について

当該部分は、地方労災医員の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番3及び通番7について

当該部分は、いずれも一般に公にしていない特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認め

られる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番25及び通番40について

当該部分は、特定医療機関の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2及び通番6のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分及び通番10については、被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2（上記（ア）を除く。）、通番6（上記（ア）を除く。）、通番16、通番18、通番20、通番22及び通番24は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容が記載されており、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番39は、医師が審査請求人以外の職場の関係者から聴取した内容が記載されており、法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権

利利益を害するおそれがあるものに該当し、審査請求人の知り得る情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番14、通番30及び通番31は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された報告内容及び資料であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番4、通番8、通番11、通番33及び通番34は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の内容及びその標題であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、福岡労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、福岡労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」として いる部分	5 不開示情 報 (法 14 条 該当号)			6 開示すべき 部分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1	① 2 3 頁「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の個人に係る不開示部分	○			
		2	② 2 頁不開示部分， 4 頁ないし 5 頁不開示部分， 7 頁不開示部分， 9 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 5 0 行目， 1 0 頁左から 4 つ目欄 1 行目ないし 2 2 行目， 3 0 行目ないし 7 0 行目， 1 1 頁不開示部分， 1 2 頁「判断根拠」欄 3 行目ないし 5 行目 3 文字目， <u>7</u> 行目 2 文字目ないし 5 文字目， <u>8</u> 行目 4 文字目ないし 8 文字目， 4 1 文字目ないし <u>9</u> 行目 4 7 文字目， <u>1 1</u> 行目 1 文字目ないし 5 文字目， 8 文字目ないし 1 3 文字目， <u>1 2</u> 行目 4 文字目ないし 7 文字目， 3 2 文字目ないし <u>1 6</u> 行	○		○	1 2 頁「判断根拠」欄 3 行目， 7 行目 2 文字目ないし 5 文字目， 1 7 行目 4 1 文字目及び 4 2 文字目

			目 2 文字目, <u>1 7</u> 行目 4 1 文字目, 4 2 文字目, 1 9 行目不開示部分, 1 3 頁不開示部分, 1 4 頁左から 4 つ目欄 <u>1 4</u> 行目ないし <u>5 4</u> 4 行目, 1 5 頁ないし 1 7 頁不開示部分				
		3	③ 1 頁労働者数		○		
		4	④ 8 頁不開示部分, 9 頁「調査結果」欄 5 1 行目ないし 6 1 行目, 1 0 頁左から 4 つ目欄 2 3 行目ないし 2 9 行目, 1 4 頁左から 4 つ目欄 1 行目ないし <u>1 3</u> 行目, <u>5 5</u> 行目ないし 6 3 行目	○	○	○	
2	医学意見の要否等に係る調査復命書	5	① 2 3 頁「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の個人に係る不開示部分	○			
		6	② 4 頁ないし 5 頁不開示部分, 7 頁不開示部分, 9 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 5 0 行目, 1 0 頁左から 4 つ目欄 1 行目ないし 2 2 行目, 3 0 行目ないし 7 0 行目, 1 1 頁不開示部分, 1 2 頁「判断根拠」欄 3 行目ないし 5 行目 3 文字目, <u>7</u> 行目 1 文字目ないし 5 文字目, <u>8</u> 行目 4 文字目ないし 8 文字目, 4 1	○		○	1 2 頁「判断根拠」欄 3 行目, 7 行目 1 文字目 ないし 5 文字目, 1 7 行目 4 1 文字目及び 4 2 文字目

			文字目ないし9行目47文字目, 11行目1文字目ないし5文字目, 8文字目ないし13文字目, 12行目4文字目ないし7文字目, 32文字目ないし16行目2文字目, 17行目41文字目, 42文字目, 19行目不開示部分, 13頁不開示部分, 14頁左から4つ目欄14行目ないし54行目, 15頁ないし17頁不開示部分				
		7	③1頁労働者数		○		
		8	④8頁不開示部分, 9頁「調査結果」欄51行目ないし61行目, 10頁左から4つ目欄23行目ないし29行目, 14頁左から4つ目欄1行目ないし13行目, 55行目ないし63行目	○	○	○	
3	休業補償給付支給請求書等	9	1頁診療担当者署名及び印影, 2頁印影	○			全て
4	調査資料一覧	10	①1頁項目4ないし8の不開示部分	○		○	
		11	②1頁項目19ないし21の不開示部分	○	○	○	
5	申立書		—				
6	聴取書①		—				
7	報告書	12	①2頁作成者所属及び氏名の不開示部分	○			
		13	②2頁事業場印影, 8頁事業場印影		○		全て

		1 4	③ 4 頁ないし 7 頁不開示部分, 8 頁 1 6 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目, 9 頁ないし 1 0 頁		○	○	受付印
8	聴取書②	1 5	① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 6 頁 1 0 行目署名及び印影, 7 頁「相手方」欄不開示部分	○			
		1 6	② 2 頁 9 行目ないし 6 頁 9 行目 (ただし項番を除く。), 7 頁「聴取内容」欄不開示部分	○		○	
9	聴取書③	1 7	① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 4 頁 1 9 行目署名及び印影	○			
		1 8	② 2 頁 9 行目ないし 4 頁 1 8 行目 (ただし項番を除く。)	○		○	
1 0	聴取書④	1 9	① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 4 頁 1 2 行目署名及び印影	○			
		2 0	② 2 頁 9 行目ないし 4 頁 1 1 行目 (ただし項番を除く。)	○		○	
1 1	聴取書⑤	2 1	① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 6 頁 3 行目署名及び印影	○			
		2 2	② 2 頁 9 行目ないし 6 頁 2 行目 (ただし項番を除く。)	○		○	
1 2	聴取書⑥	2 3	① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部	○			

			分，4頁12行目署名及び印影				
		2 4	②2頁9行目ないし4頁11行目（ただし項番を除く。）	○		○	
1 3	履歴書等		—				
1 4	健康診断結果報告書	2 5	2頁ないし10頁印影部分		○		
1 5	組織図	2 6	2頁ないし8頁不開示部分（ただし部署名及び「社長」，「取締役」の文言，当該者の氏名を除く。）	○			3頁ないし8頁左から2つ目の枠のうち上から3つ目の枠内職氏名
1 6	担当者別出表面（給与）		—				
1 7	勤務報告書	2 7	2頁ないし13頁印影	○			
1 8	賃金台帳		—				
1 9	定款，就業規則		—				
2 0	賃金規程		—				
2 1	時間外労働・休日労働に関する協定届	2 8	①2頁労働者代表者の氏名及び印影	○			
		2 9	②2頁ないし4頁事業場印影		○		全て
2 2	診断書等	3 0	19頁不開示部分，22頁ないし28頁不開示部分		○	○	受付印
2 3	事業場提出資料①	3 1	2頁不開示部分		○	○	受付印
2 4	事業場提出資料②	3 2	①9頁6行目氏名	○			
		3 3	②2頁ないし8頁不開示部分，9頁9行目及	○	○	○	受付印

			び10行目, 10頁な いし11頁不開示部分				
2 5	事業場提出資 料③	3 4	2頁及び3頁不開示部 分	○	○	○	受付印
2 6	特定法人ホー ムページ		—				
2 7	厚生年金保険 法		—				
2 8	電話聴取書		—				
2 9	受診歴	3 5	2頁担当者氏名	○			
3 0	意見書①	3 6	2頁医師署名及び印 影, 3頁医師印影	○			2頁及び3頁 印影
3 1	カルテ		—				
3 2	意見書②	3 7	2頁医師署名及び印影	○			全て
3 3	診療録	3 8	① 2頁担当者氏名	○			
		3 9	② 8頁不開示部分	○		○	
		4 0	③ 2頁院長印影		○		
3 4	面接照会顛末 書		—				
3 5	意見書③	4 1	2頁医師印影	○			

注) 理由説明書・別表の文書番号1, 2, 14, 15, 17及び24の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。